

八尾市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ編)

素案



令和3年（2021年）3月

八尾市

目次

第1章. 総則.....	1
第1節. 計画の目的と位置付け.....	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画期間	4
4. 計画の対象廃棄物の範囲	4
5. 想定人口	4
第2節. 市民・事業者・行政の役割.....	5
1. 市民・事業者・行政の役割	5
第3節. 計画の進行管理	6
1. 計画の進行管理	6
2. 計画の実施	6
第2章. 現状と課題.....	7
第1節. 八尾市の概況	7
1. 位置・地形	7
2. 気候・気象	7
3. 人口・行政区.....	7
4. 土地利用構造.....	7
5. 交通網.....	8
6. 産業構造	8
第2節. ごみ処理の現状.....	9
1. ごみの収集体制	9
2. ごみ処理の流れ	10
3. ごみ処理施設	11
4. 処理実績	12
5. ごみの組成.....	14
6. 処理経費	16
7. 他自治体との比較	17
第3節. 計画改定に向けての方針.....	18
1. 現計画の達成状況	18
2. 計画改定に向けての方針	19
第3章. 計画の基本理念と目標.....	19
第4章. 目標達成に向けた施策.....	19

第1章. 総則

第1節. 計画の目的と位置付け

1. 計画の目的

八尾市（以下、「本市」という。）では、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動による廃棄物の大量発生や環境負荷の増大等に伴って生じた環境問題への反省から、環境負荷の削減に向けた資源循環型社会を構築していくため、様々な施策を実施してきました。

本市では、平成15年（2003年）9月に「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を策定し、事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度の導入、八尾市立リサイクルセンターの整備、家庭系ごみの8種分別・指定袋制の全市域実施等、循環型社会の構築に向けた取組を推進してきました。

「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」は、平成24年（2012年）3月に改定（以下、平成24年改定の計画を「現計画」という。）を行い、「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』～ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまちを目指して～」を基本理念とし、「パートナーシップの構築」、「持続的に発展可能なシステムへの転換」、「循環型システムの構築」、「事業系ごみの減量・資源化施策の推進」、「家庭系ごみの減量・資源化施策の推進」、「安全・安心、安定的なごみ処理の推進」の6つの基本方針を定め、新たな取組として、平成25年（2013年）10月からは粗大ごみの有料化、平成28年（2016年）10月からは、新しい指定袋制度の実施等、家庭及び事業所から日常的に排出される、ごみの資源化と適正処理に努めてきました。

国においては、昨今、世界的な穀物価格高騰や約7億人の飢餓人口の中で、「食品ロス」が多量に発生している状況や、国において平成30年（2018年）4月に策定された「第五次環境基本計画」の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方も取り入れ、「経済」、「国土」等分野横断的な6つの重点戦略を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からのイノベーションの創出、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが提唱されています。

それらを踏まえ、平成30年（2018年）6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成に向けた、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の7つの中長期的な方向性が示されています。

合わせて、世界的に大きな問題となっている海洋プラスチック汚染について、今後の日本のビジョンを示すために、令和元年（2019年）5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、レジ袋有料化の義務化を含む、プラスチックの資源循環を総合的に推進する4つの戦略が定められています。

このような国の状況に加え、現計画の最終目標年度が令和2年度（2020年度）であることから、設定した減量目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみの現状を踏まえた排出量・処理量の将来予測等、循環型社会の実現に向けて一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の改定を行うこととします。

SDGs とは・・・

SDGs とは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発のための 2030 アジェンダが採択され、誰一人取り残さないとの誓いの下、貧困や格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、令和 12 年（2030 年）を期限とする 17 のゴール（意欲目標）、169 のターゲット（達成目標）と 232 のインディケーター（指標）の 3 層構造で構成されています。先進国・途上国を問わず、すべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。

廃棄物分野に関連する内容としては、以下の項目が挙げられます。

- 廃棄物エネルギーの利活用促進
- 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上
- 食品ロス対策を含めた資源ロスの削減
- 廃棄物循環利用のさらなる促進
- 災害廃棄物対策



2. 計画の位置づけ

「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」（以下、「本計画」という。）は、本市のまちづくりを進める上で指針となる「八尾市第6次総合計画」と環境部門の総合計画である「八尾市環境総合計画」のし尿・生活排水を除いた一般廃棄物部門について基本的施策を定めた計画です。また、法令や国、大阪府及び大阪広域環境施設組合の諸計画との整合性を図りながら、今後の廃棄物行政における本市の方向性を定めたものです。

なお、本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、長期的な視野に立った一般廃棄物（ごみ）処理の基本的事項を定め、総合的かつ計画的にごみ処理を推進するため改定します。

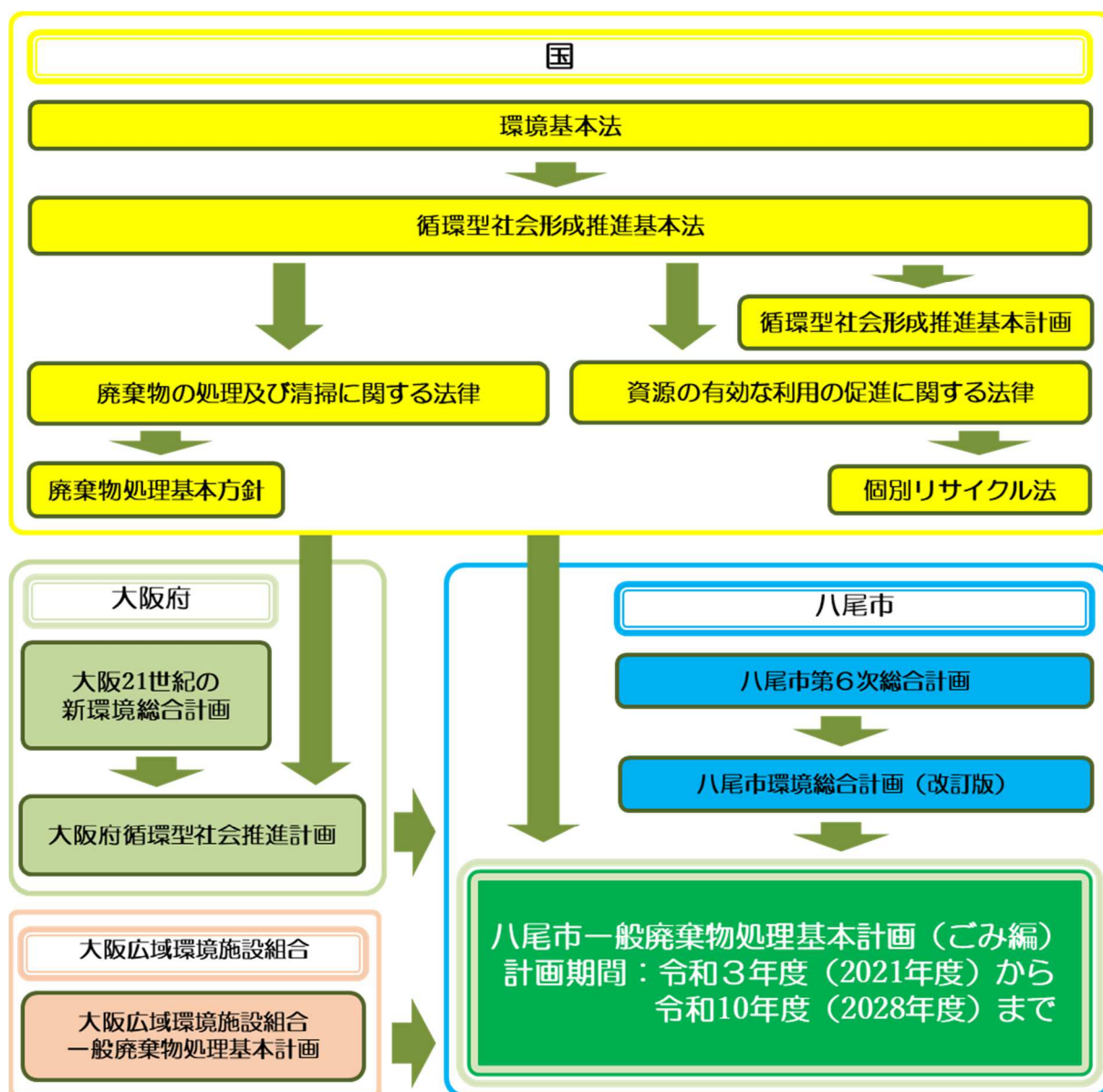


図1-1 計画の位置付け

3. 計画期間

本計画は、令和3年度（2021年度）を初年度とし、8年後の令和10年度（2028年度）を最終目標年度として検討しています。令和6年度（2024年度）を本計画の中間目標とし、法改正や社会情勢の変化等、必要に応じて、計画の見直しを行います。



図1-2 計画の目標年度

4. 計画の対象廃棄物の範囲

廃棄物の範囲は一般廃棄物（ごみ）とします。

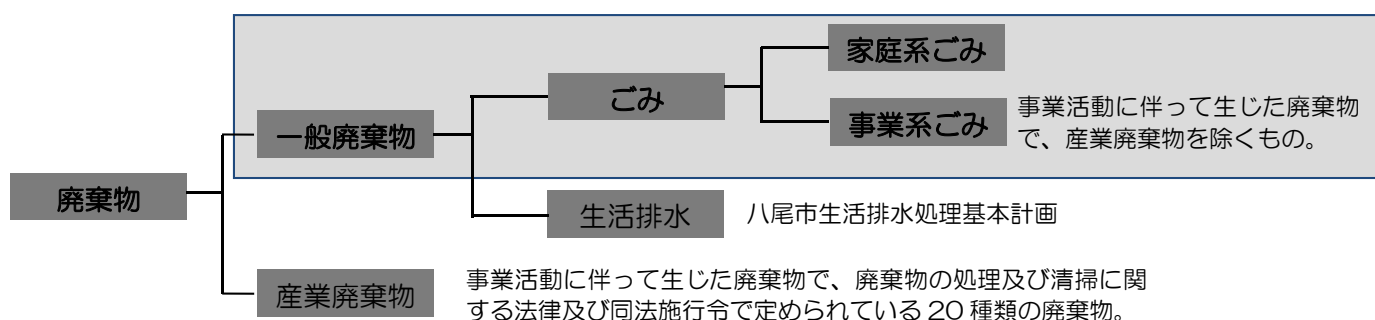


図1-3 廃棄物の区分

5. 想定人口

「八尾市第6次総合計画」では、令和10年度（2028年度）の人口を254,000人と約12,000人減少すると想定していることから、本計画においても、以下のとおり推移していくこととします。

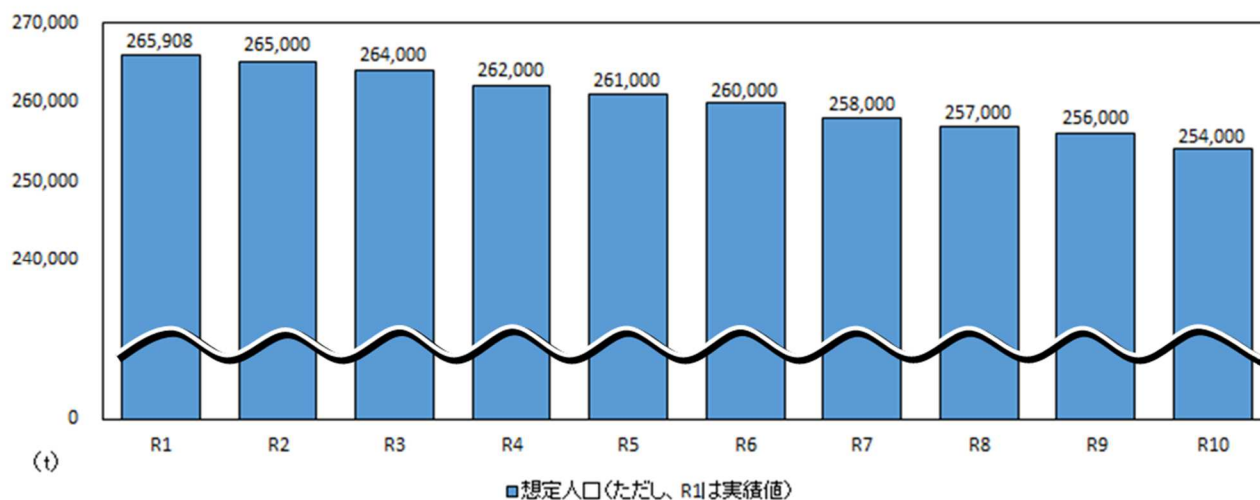


図1-4 想定人口

第2節. 市民・事業者・行政の役割

1. 市民・事業者・行政の役割

本計画の各施策は、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を果たしながら、ごみの減量・資源化を推進していきます。

(1) 市民の役割

- ・市民一人ひとりが排出者として自覚と責任を持ち、ごみをできるだけ出さない生活様式の確立を目指す必要があります。
- ・ごみの分別や有価物集団回収への参加等、積極的にごみの減量・資源化に取り組むことが望まれます。

(2) 事業者の役割

- ・事業者は、事業活動に伴って生じたごみを自らの責任において適正に処理を行うとともに、ごみの減量・資源化に努め、環境への負荷が少ない事業活動を行っていくことが望まれます。
- ・各従業員は、ごみに対する理解を深め、職場における適正処理を実践していくことが望まれます。

(3) 行政の役割

- ・行政は、市民・事業者が、積極的にごみの減量・資源化に取り組めるよう、効率的かつ効果的な仕組みを構築します。
- ・環境への負荷を減らし、安全・安心、安定的なごみ処理体制を確保します。
- ・排出者として、事業者としての側面もあることから、職員一人ひとりが意識し、率先してごみの減量・資源化に取り組みます。

第3節. 計画の進行管理

1. 計画の進行管理

本計画を着実に推進し、実効性のあるものとするため、各施策が適切に実施されているかチェックを行う等の進行管理を行うとともに、事業効果等を的確に評価できる体制づくりを進めます。

本計画の進行管理については、計画の策定（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、計画の継続的な評価・見直しと新たな要素を考慮しながら実施します。

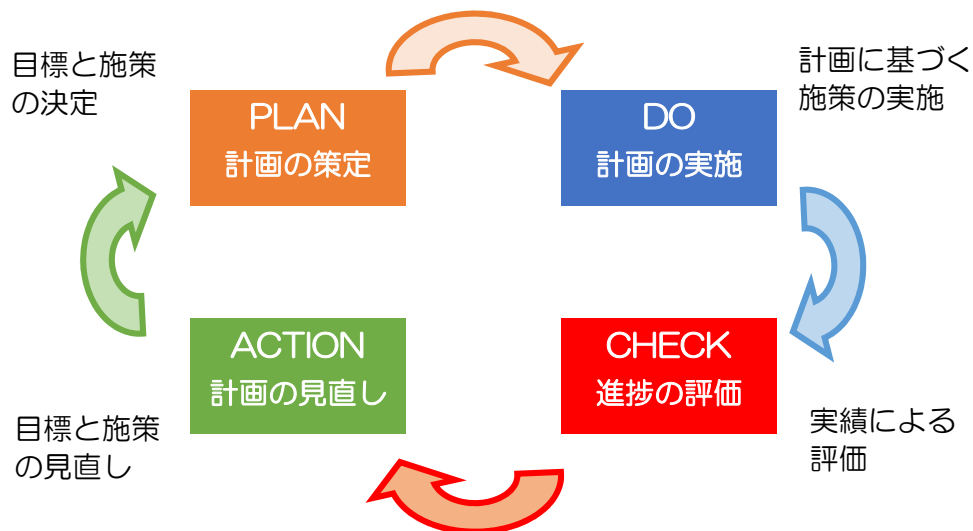


図1－4 進行管理の流れ

(1) 進行管理体制の確立

本計画の施策の推進状況を管理する体制を本市で確立させ、施策の推進にあたります。

(2) 進行状況の評価及び公表

本計画の具体的な施策の実施状況や数値目標の達成状況等を定期的に評価し、課題をまとめ、評価結果を公表します。

(3) 次期計画への反映

評価した内容や課題については、次期計画へ反映し、改善します。

2. 計画の実施

住民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割を明確にし、福祉等の他の分野と統合的な取組を、計画的かつ継続的に推進します。

第2章. 現状と課題

第1節. 八尾市の概況

1. 位置・地形

本市は府の東部にあって、東は生駒山系の稜線で奈良県に、西は大阪市に、北は東大阪市に、南は柏原市、藤井寺市、松原市に接し、南部は大和川に至ります。面積は41.72km²です。

本市の地形は、東部の生駒山地と西部の河内平野に大別されます。河川は、市域南部に大和川が西に流れており、その分流の玉串川、楠根川、長瀬川、平野川等は北西に流れています。市域東部の水を集め北に流れる恩智川は寝屋川水系を構成しています。

平野部は、旧大和川が形成した氾濫平野と自然堤防からなり、玉串川、楠根川、長瀬川、平野川等は、大和川が1704年に現在の位置に付け替えがされるまでの旧河道です。平野部の標高は5～10m、その大半が市街化されています。また、古代・中世においては、大和と難波を結ぶ中継地として街道が発達し、久宝寺寺内町、萱振寺内町、八尾寺内町等古い街並みが形成されています。

生駒山地は、高安山（標高488m）を最高に標高400～450mの稜線が南北に連なっており、河内平野に面して斜度40度以上の急斜面が発達しています。山麓部は段丘及び複合扇状地地形となっており、緩斜面で、土石流地形や地すべり地形が見られます。

2. 気候・気象

気候は瀬戸内型気候に属し、概して温暖で年平均気温16.8℃、年間降水量1,232mm、年平均風速2.7m/s（大阪管区気象台八尾観測所・年ごとの値／平成25年（2013年）～平成29年（2017年）の平均値より）となっています。

3. 人口・行政区

本市の人口は、令和2年（2020年）3月末日現在、人口265,908人、世帯数125,624世帯です。人口推移を見ると、市制施行時の昭和23年（1948年）には64,431人でしたが、昭和30年代の高度経済成長期の人口・産業の都市集中により昭和44年（1969年）には207,361人と20万人を超え、昭和45年（1970年）以降も人口の増加傾向は続きましたが、平成3年（1991年）をピークに微減に転じています。

4. 土地利用構造

本市は、広域交通の大動脈となる大阪中央環状線沿いの西部地域と、中央部の地域及び東側の生駒山地及び山麓一帯の東部地域に区分されます。

西部地域は、交通の利便性を生かした都市活力ゾーンであり、工業地、住宅地等が広がります。中央部の地域は、近鉄八尾駅周辺の中心市街地や近鉄河内山本駅周辺、JR八尾駅周辺等の都市核と住宅、商業、工業地域で構成されます。東部地域は、農業と住宅が調和する田園住宅地域であるとともに、山地や自然の広がるゾーンです。南部地域においては、ヘリコプター等の小型機専用空港となる八尾空港や陸上自衛隊八尾駐屯地があります。

5. 交通網

幹線道路は、南北軸として西側に大阪中央環状線・近畿自動車道が、東側に大阪外環状線が通っており、東西軸は南側に国道 25 号が通っています。これらの道路を軸として道路網が形成されていますが、主要な道路網となる都市計画道路については未整備の区間が多く、住宅密集地における狭小な生活道路等、道路整備の課題があります。

鉄道は、近鉄大阪線、信貴線、ＪＲ関西本線（大和路線）、おおさか東線、大阪メトロ谷町線が通っています。

6. 産業構造

本市では、事業所数の 70% 近くを小売業・サービス業等の第 3 次産業が占めています。また、第 2 次産業の占める割合も 30% 以上と高く特に製造業が占める割合が 25.8% となっており、主要な産業となっています。

第2節. ごみ処理の現状

1. ごみの収集体制

(1) 家庭系ごみの収集概要

本市の収集体制については、直営収集を実施し、効率化を図っています。

家庭系ごみの分別区分、収集頻度等は以下に示します。

分別区分	ごみの種類	排出方式	収集頻度
可燃（燃やす）ごみ	生ごみ、草・小枝、紙おむつ（付着した汚物はトイレに流してください）、CD、革製品、プラマークのないプラスチック製品等の燃えるごみ	指定袋	2回／週
簡易ガスボンベ・スプレー缶	簡易ガスボンベ、カセットボンベ、スプレー缶	中が見える（分かる）袋	2回／週
容器包装プラスチック	レジ袋、ビニール袋、ラップ・フィルム類、卵パック等のプラスチック製容器類、お菓子等の袋類、食料品のトレイ・パック、カップ麺等の容器類、発泡スチロール類	指定袋	1回／週
ペットボトル	ペットボトル	指定袋	1回／月
資源物	食物、飲料、化粧品が入っていたびん、缶	指定袋	2回／月
複雑ごみ	金属類、金属がついている物等	指定袋	1回／月
埋立ごみ	陶磁器やガラス食器、板ガラス等	指定袋	第5水曜日
粗大ごみ	指定袋に入らない大きさのごみ	—	電話申込

表2－1 家庭系ごみの分別区分・排出方法・収集頻度



(2) 事業系ごみの収集概要

事業所から排出されるごみ（事業系一般廃棄物）については、事業用指定袋による直営収集と処理施設への自己搬入にて対応してきましたが、平成18年（2006年）6月から事業系一般廃棄物収集運搬業許可制度を開始し、市の許可を受けている28社（令和2年（2020年）9月末現在）の事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、「許可業者」という。）が収集業務を実施しています。

2. ごみ処理の流れ

本市では、家庭から排出されるごみは、次の図のとおり、処理されています。

可燃（燃やす）ごみについては、大阪広域環境施設組合八尾工場へ搬入し、焼却処理しております。処理後に残る焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に搬出され、埋立処分をしています。

粗大ごみ、複雑ごみ、簡易ガスボンベ・スプレー缶、資源物、容器包装プラスチック、ペットボトルについては、八尾市立リサイクルセンターへ搬入し、選別・破碎・圧縮等の中間処理をしています。鉄やアルミ、ガラス等に資源化し、再生資源業者に引き渡しています。

埋立ごみについては、八尾市一般廃棄物最終処分場にて埋立処分をしています。

また、事業所から排出されるごみ（事業系一般廃棄物）については、許可業者により、大阪広域環境施設組合八尾工場へ搬入し、焼却処理しています。

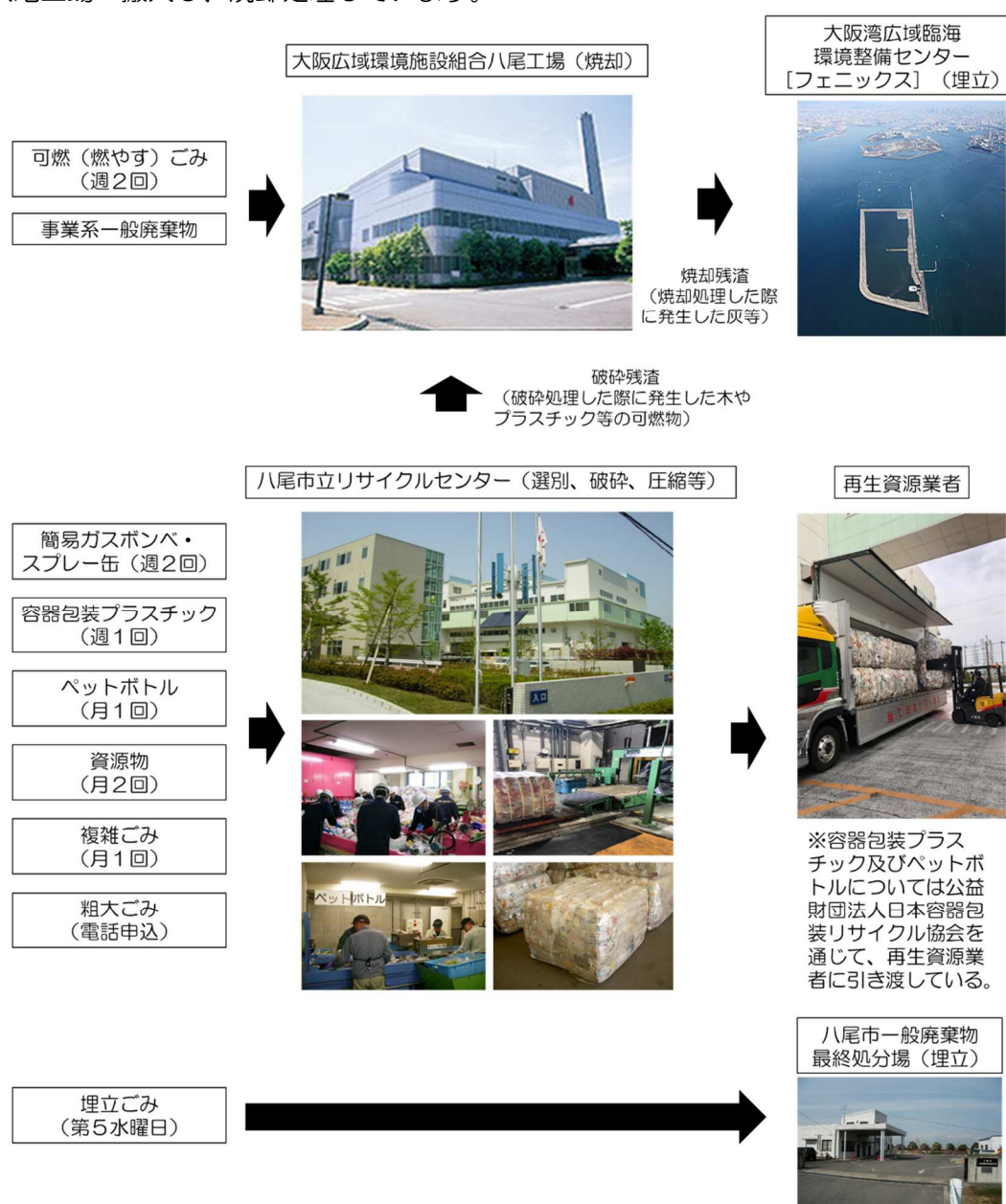


図2-1 八尾市のごみ処理の流れ

3. ごみ処理施設

(1) 焼却施設

名 称	大阪広域環境施設組合八尾工場	
所 在 地	八尾市上尾町七丁目 1 番地	
敷 地 面 積	40,100m ²	
竣 工	平成 7 年（1995 年）3 月	
総 工 費	約 290 億円	
焼 却 能 力	基準能力 600 t / 24 時間	

(2) 中間処理施設

名 称	八尾市立リサイクルセンター		
所 在 地	八尾市曙町二丁目 11 番地		
敷 地 面 積	7,676m ²		
竣 工	平成 21 年（2009 年）3 月		
総 工 費	総工費 30 億 5,431 万円		
施 設	○工場棟		
	施 設 概 要：粗大ごみ破碎施設	32 t / 日	
	資源ごみ選別施設	14 t / 日	
	容器包装プラスチック圧縮梱包施設	10 t / 日	
	ペットボトル圧縮梱包施設	2 t / 日	
	受入供給設備：ピットアンドクレーン		
施 設	破 碎 機 形 式：せん断破碎式及び衝撃回転破碎式		
	選 別 設 備：機械選別・手選別併用		
	集じん脱臭方式：サイクロン・バグフィルタ・活性炭吸着併用		
	○学習プラザ「めぐる」		
	主な機能：展示・図書・パソコンコーナー、工房、見学コース、 環境シアター、研修室、会議室		
屋 上	緑地、太陽光発電パネル		

(3) 最終処分場

名 称	八尾市一般廃棄物最終処分場	
所 在 地	八尾市上尾町九丁目 36 番地	
敷 地 面 積	19,733m ²	
埋 立 地 面 積	12,300m ²	
全 体 容 量	70,000m ³	
残 余 容 量	38,319m ³ 平成 30 年度（2018 年度）埋立量 733m ³ （覆土を含む）	
竣 工	平成 8 年（1996 年）3 月	
総 工 費	14 億 8,119 万 6 千円	

表 2-2 八尾市のごみ処理施設

4. 処理実績

(1) ごみの総処理量

令和元年度（2019年度）は、73,738 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、10.4%減少しています。1 人 1 日あたりの処理量は、72.5 g 減少しています。

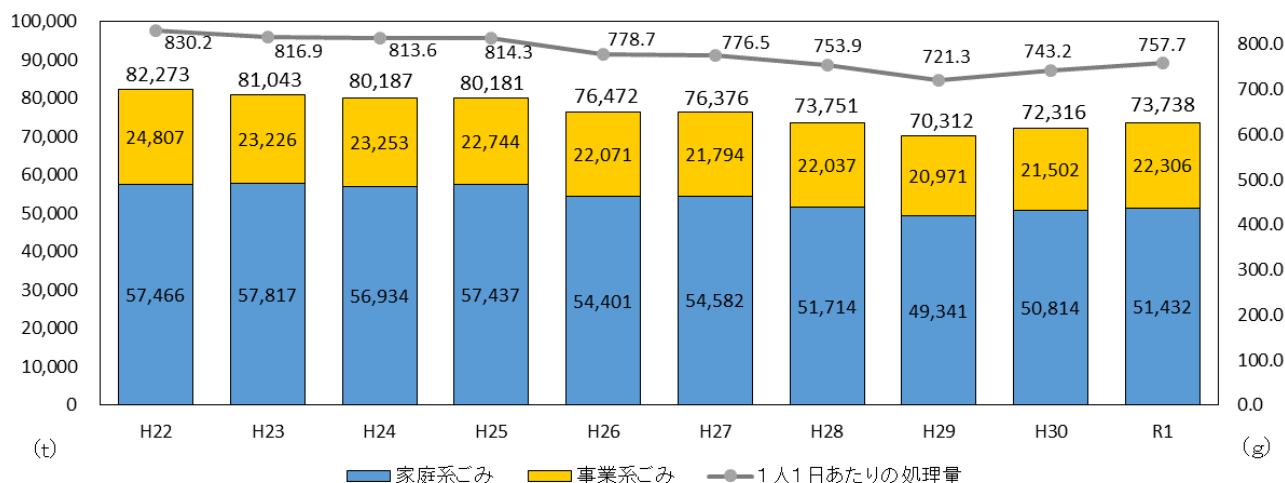


図2-2 ごみの総処理量

(2) 家庭系ごみの処理量

令和元年度（2019年度）は、51,432 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、11.5%減少しています。1 人 1 日あたりの処理量は、51.4 g 減少しています。

この減少は、平成 25 年（2013 年）10 月からの粗大ごみの有料化、平成 28 年（2016 年）10 月からの、新しい指定袋制度の実施によるものと考えられます。

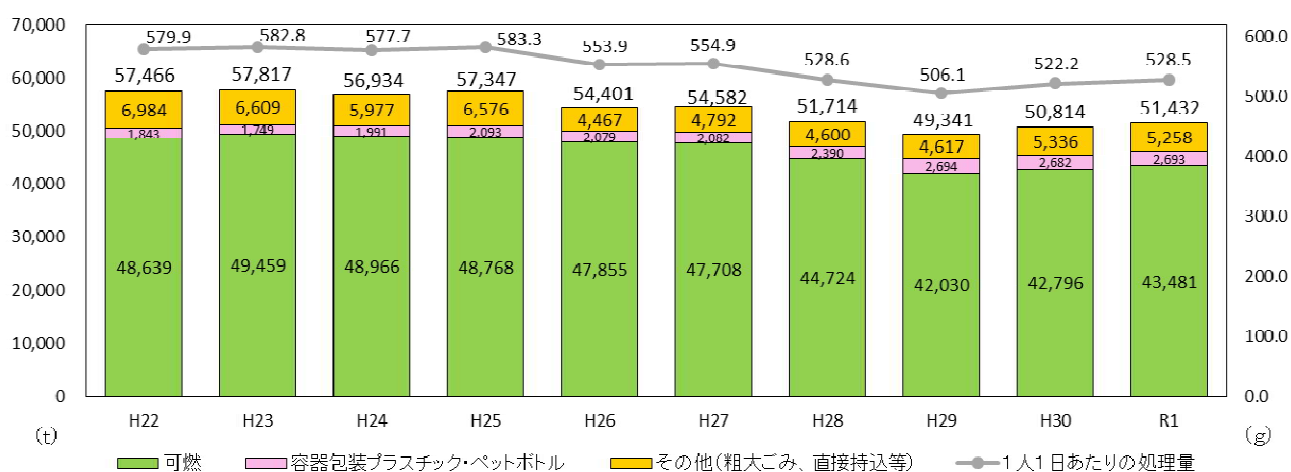


図2-3 家庭系ごみの処理量

(3) 事業系ごみの処理量

令和元年度（2019年度）は、22,306 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）年度と比較して、10.1%減少しています。1 人 1 日あたりの処理量は、21.1 g 減少しています。

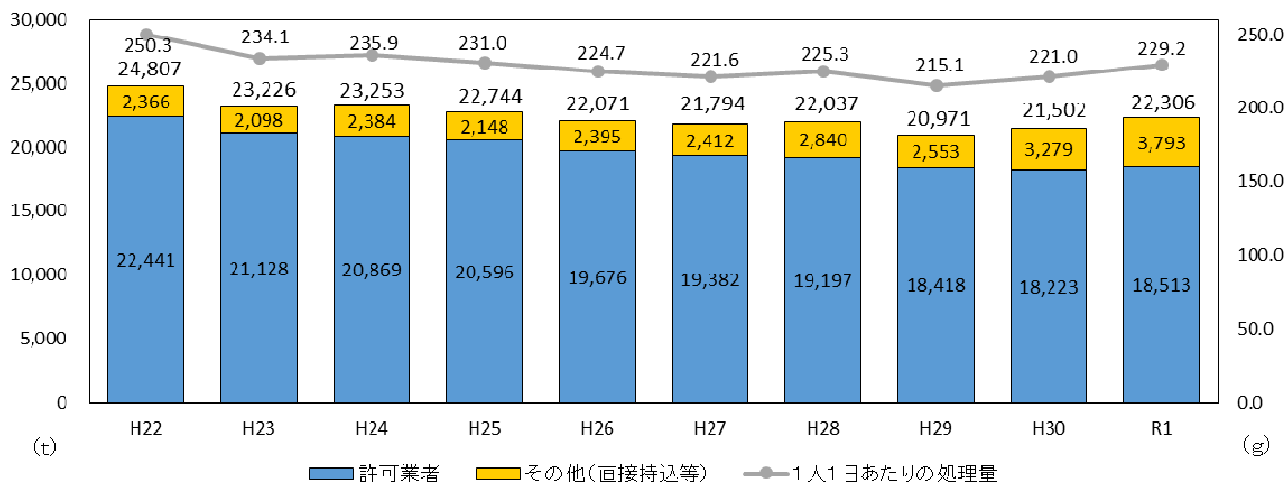


図2-4 事業系ごみの処理量

(4) 焼却処理量

令和元年度（2019年度）は、69,025 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、10.1%減少しています。

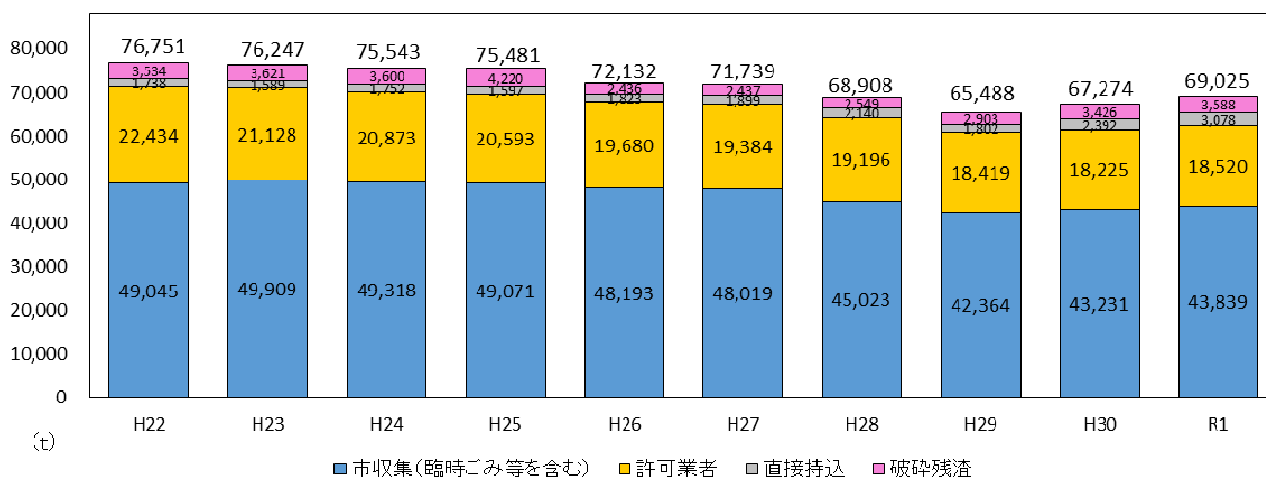


図2-5 焼却処理量

(5)リサイクル量

令和元年度（2019 年度）は、11,135 t となっており、平成 22 年度（2010 年度）と比較して、27.1%減少しています。有価物集団回収における古紙回収量の減少が主な要因と考えられます。

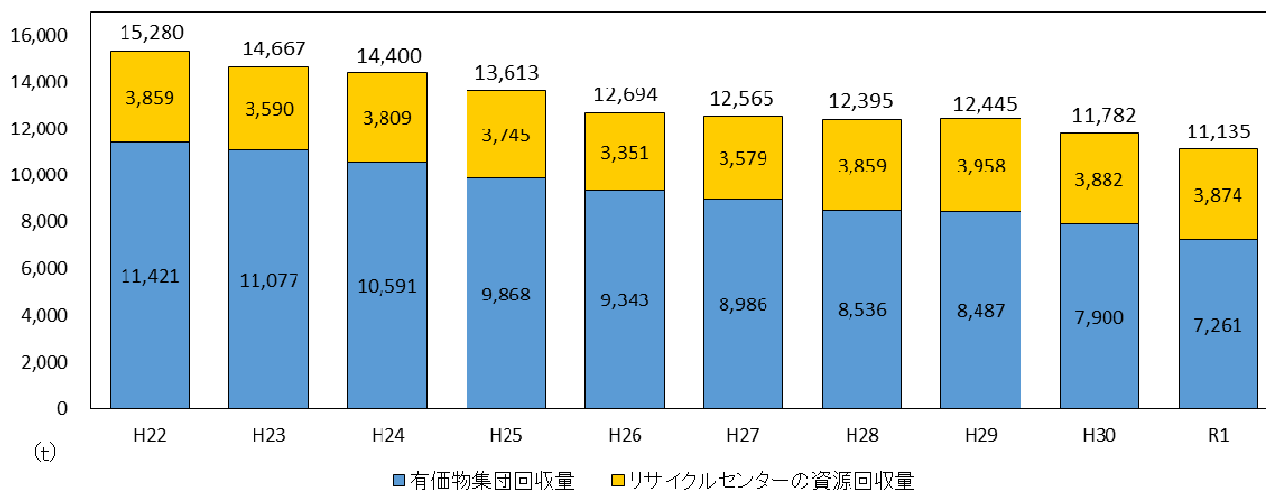


図2-6 リサイクル量

5. ごみの組成

過去5年間の可燃ごみの組成の推移は以下のとおりです。

傾向としては、紙類と厨芥類が各々35%前後、合わせて70%程度を占めており、紙類、食品ロス等リサイクルが可能なものがそれぞれの20%程度を占めています。令和元年度（2019 年度）の組成割合をみると、全体の約半数は、リサイクル可能物、食品ロスで占めています。

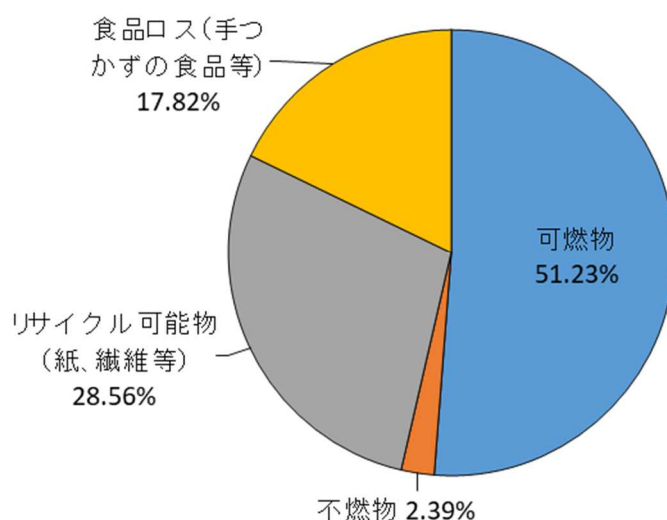


図2-7 可燃（燃やす）ごみの組成

組成割合（湿重量比）（％）

		平成27年度 （％）	平成28年度 （％）	平成29年度 （％）	平成30年度 （％）	令和元年度 （％）
可燃類	紙類	27.05	35.37	32.35	35.34	31.69
	（内リサイクル可能物）	14.55	17.93	16.02	19.38	15.34
	繊維類	9.57	4.62	5.48	8.01	9.26
	（内リサイクル可能物）	6.76	1.21	1.83	3.20	4.95
	木・竹・わら類	4.03	2.31	2.46	2.32	2.11
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	16.15	13.92	13.89	13.86	14.27
	（内リサイクル可能物）	7.88	8.32	10.00	8.66	7.98
	厨芥類	32.08	39.28	38.80	35.32	37.69
	（内食品ロス）			18.24	17.17	17.82
不燃類	その他可燃物	1.19	1.12	2.40	0.80	2.30
	鉄	0.32	0.14	0.26	0.18	0.14
	（内リサイクル可能物）	0.27	0.14	0.26	0.16	0.14
	アルミ	0.24	0.12	0.21	0.09	0.10
	（内リサイクル可能物）	0.18	0.02	0.08	0.00	0.00
	その他不燃物	7.34	0.45	1.74	2.69	1.12
	アルミを除く金属類	0.36	0.95	1.89	1.06	1.04
	貝類	1.27	1.38	0.00	0.00	0.00
	陶器・石類	0.08	0.10	0.00	0.00	0.07
	乾電池	0.03	0.02	0.04	0.06	0.06
	ガラス	0.29	0.22	0.48	0.27	0.15
	（内リサイクル可能物）	0.24	0.21	0.26	0.22	0.15
合 計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

可燃（燃やす）ごみ
年間収集量（t）

47,708 44,724 42,030 42,796 43,481

表2-3 過去5年の可燃（燃やす）ごみの組成分析調査結果

●品目ごとの推計量

品目	組成割合	推計量	本来の排出方法、取組
リサイクル可能な紙類	15.34％	6,670 t	有価物集団回収
リサイクル可能なビニール等	7.98％	3,470 t	容器包装プラスチック、ペットボトル
食品ロス	17.82％	7,748 t	食品ロスを発生させない取組

※ 推計量は、令和元年度（2019年度）可燃（燃やす）ごみ収集量から算出

表2-4 品目ごとの推計量

●可燃（燃やす）ごみに含まれていたリサイクル可能物・食品ロス



リサイクル可能な紙類



リサイクル可能なビニール



手つかずの食品

6. 処理経費

ごみ処理に係る経費は以下のとおりです。

処理経費に関しては、焼却処理、選別・破碎・圧縮等の中間処理、埋立処分合わせて、15 億円前後で推移してきましたが、平成 27 年（2015 年）4 月からの「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（現・大阪広域環境施設組合）」の運営開始、平成 28 年（2016 年）10 月からの、新しい指定袋制度の実施により、現在は 12 億円前後で推移しています。1 人あたりの年間処理費用は 4,670 円となっており、平成 22 年度の 5,580 円と比較すると、910 円減少しています。

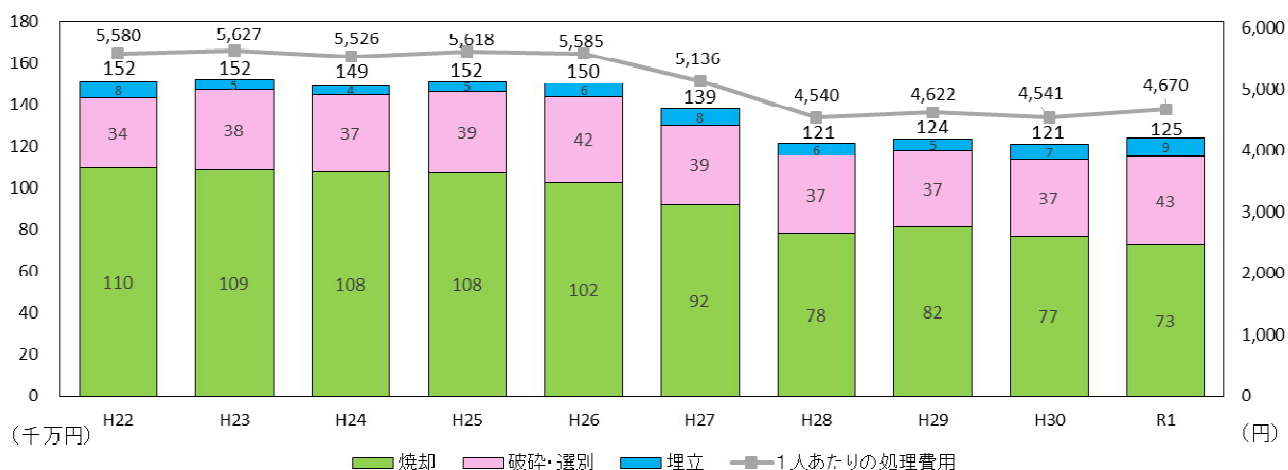


図2-8 処理経費

7. 他自治体との比較

(1) 大阪府内市町村との比較

府内市町村と比較すると、家庭系ごみ（資源物及び有価物集団回収に係るものを除く）の1人1日あたりのごみ排出量が466gで、15位（43市町村中）に位置していますが、府民1人1日あたりの平均値（453g/人・日）を上回っています。

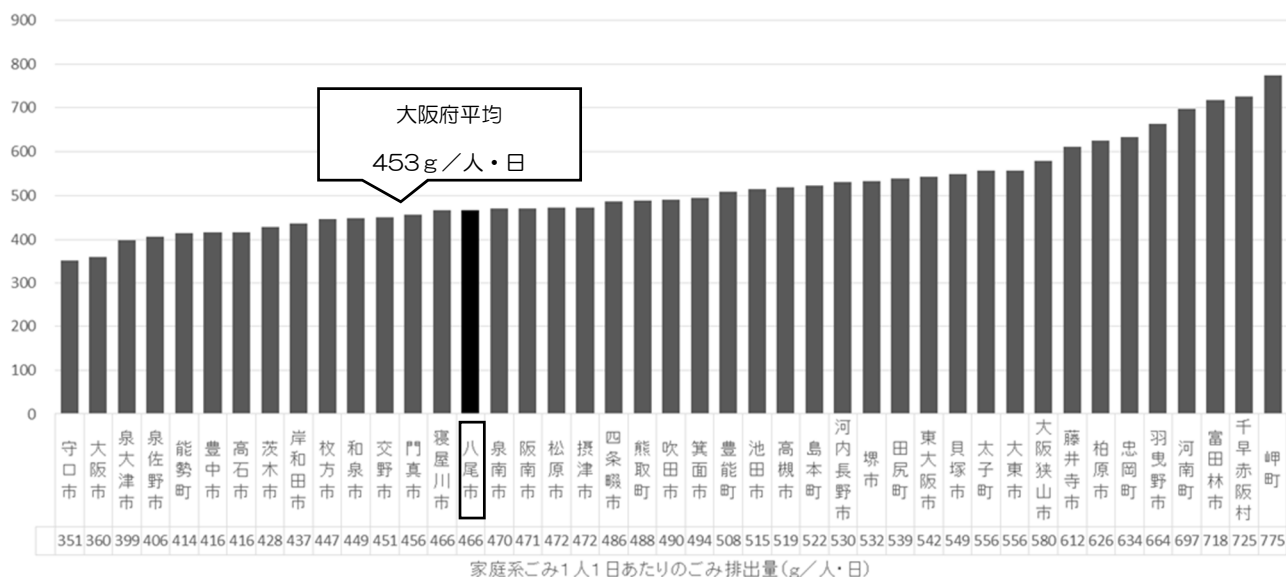


図2-9 大阪府下市町村における家庭系ごみの1人1日あたりのごみ排出量

(2) 中核市との比較

全国の中核市間で比較すると、家庭系ごみ（資源物及び有価物集団回収に係るものを除く）の1人1日あたりのごみ排出量が466gで、15位（60市中）に位置しており、平均値（512g/人・日）も大きく下回っています。

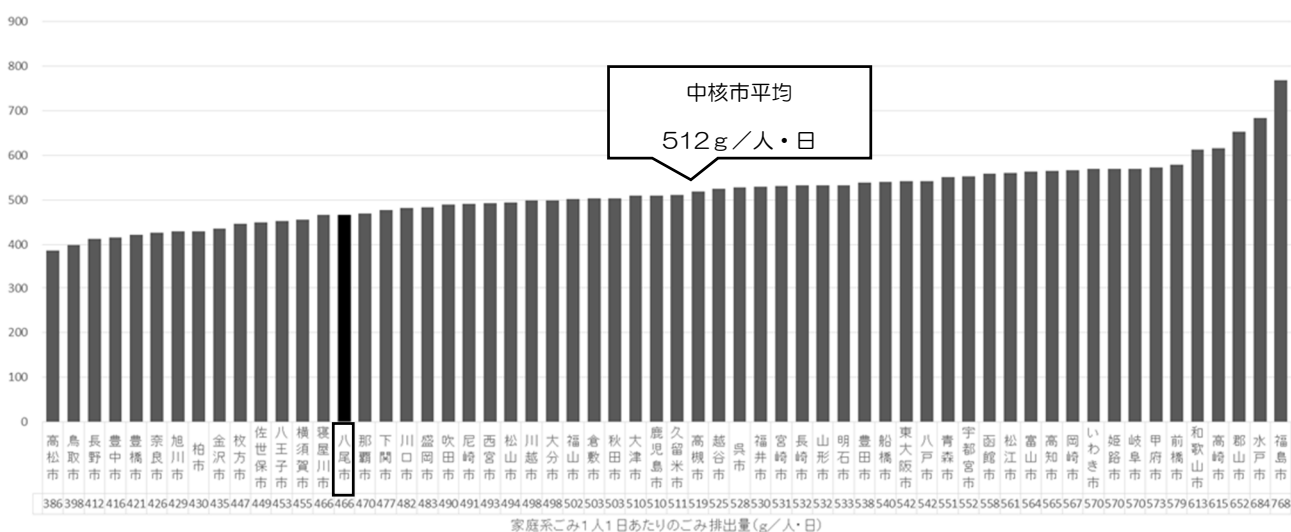


図2-10 中核市における家庭系ごみの1人1日あたりのごみ排出量

第3節. 計画改定に向けての方針

1. 現計画の達成状況

現計画の目標値と直近の実績の比較結果を以下の表に示しています。総処理量等、計画実施前と比較すると全体的に減少傾向にあります。が、「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（現・大阪広域環境施設組合）」の設立等、計画当初の状況と大きく変化したこともあり、目標は未達成です。

評価項目	単位	現計画（H24.3 改定）目標値		実績		
		平成 27 年度	平成 32 年度 （令和 2 年度）	平成 23 年度 （開始前）	平成 27 年度 （中間）	令和元年度 （直近）
人口	人	267,000	258,000	271,066	268,755	265,908
総処理量	t / 年	69,399	64,084	81,043	76,376	73,738
家庭系ごみ	t / 年	47,460	44,741	57,817	54,582	51,432
事業系ごみ	t / 年	21,939	19,343	23,225	21,794	22,306
1 人 1 日あたりの処理量	g / 人・日	710.2	680.5	816.9	776.5	757.7
家庭系ごみ	g / 人・日	485.7	475.1	582.8	554.9	528.5
事業系ごみ	g / 人・日	224.5	205.4	234.1	221.6	229.2
焼却処理量	t / 年	62,626	57,934	76,247	71,739	69,025
資源化量	t / 年	23,155	24,305	14,667	12,565	11,135
有価物集団回収量	t / 年	15,723	15,642	11,077	8,986	7,261
リサイクルセンターの資源回収量	t / 年	5,141	5,114	3,590	3,579	3,874
事業系ごみ	t / 年	1,925	3,088	—	—	—
生ごみ堆肥化	t / 年	366	461	—	—	—
リサイクル率	%	26.5	29.2	15.9	14.7	13.8

表 2-5 数値目標の達成状況

★八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）における算出方法★

1 人 1 日あたりの処理量（g / 人 / 日）

＝ 総処理量（有価物集団回収量は含まない）÷ 人口 ÷ 365（366）日 × 1,000,000

リサイクル率（％）

＝ （資源化量）÷ （総処理量＋有価物集団回収量）× 100

2. 計画改定に向けての方針

食品ロスについては、本計画の他に、持続可能な開発目標（SDGs）や令和元年（2019年）に策定された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを令和12年度（2030年度）までに平成12年度（2000年度）の半減とする目標が設定されました。また、令和元年（2019年）10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行し、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。本市においても、関係機関と連携を図りながら、効果的な方策を講じていく必要があります。

また、プラスチックごみ削減については、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年（2019年）5月に策定されました。戦略では、「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック」それぞれに対するマイルストーン（目標）が定められました。「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化、バイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組み、令和12年（2030年）までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することが盛り込まれています。本市においては、令和元年（2019年）6月に「やおプラスチックごみゼロ宣言」を行い、マイバッグやマイボトルの活用や、河川及び市街地の清掃活動の参加等、プラスチックごみ削減を目指して各取組を推進しています。

第3章. 計画の基本理念と目標

第4章. 目標達成に向けた施策

※ 第3章・第4章については、第4回(11/2)にて説明いたします。